

平成27年度 滋賀県愛荘町嘱託職員採用試験公告

平成27年度 滋賀県愛荘町嘱託職員採用試験を次のとおり行います。

平成28年 2月15日

愛荘町長 宇野 一雄

1. 試験区分および採用予定人員

試験区分	採用予定人員
就労指導員	1名

2. 受験資格

(1) 次の各号のいずれもの要件を満たす者

- ア 学 歴 学歴は問いません
- イ 年 齢 問いません
- ウ 要 件 ・普通自動車運転免許を有する者
・同和問題をはじめとした人権問題について深い熱意と理解を有する者
・社会福祉について深い関心を持ち、熱意を持って活動できる者
・パソコン操作（ワード・エクセル・インターネット）ができること

(2) 次のいずれかに該当する者は、応募できません。

- ア 成年被後見人および被補佐人
- イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 愛荘町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3. 試 験

(1) 試験日および試験場所

- ア 試験日 平成28年 3月 8日（火）午前 9時より（5分前までに着席）
- イ 場 所 愛荘町役場愛知川庁舎 3階 第2委員会室

(2) 試験方法

- ア 作文試験（9：05～ 9：50）
文章による表現能力等について試験を行います。
- イ 口述試験（10：00～）
主として人物についての面接による試験を行います。

4. 結果発表

平成28年3月9日（水）に受験者全員に通知するほか、愛荘町役場愛知川庁舎および秦荘庁舎前の掲示板に合格者を受験番号で発表します。

なお、最終合格者のほかに補欠合格者を決定する場合があります。補欠合格者は、補欠合格者名簿に登録され、欠員等が生じた場合に成績順に採用を決定します。

5. 勤務条件および賃金

(1) 勤務条件

ア 雇用期間：平成28年4月1日から平成29年3月31日まで（更新の可能性有）

イ 勤務場所：愛荘町役場愛知川庁舎人権政策課および町内各地域総合センター

ウ 休日：土曜、日曜、祝日および12月29日から1月3日までの年末年始

エ 勤務時間：週4日勤務

午前8時30分から午後5時15分

※ 勤務日については、相談に応じて調整します。

(2) 賃金は、月額170,000円で、通勤手当は月額に含みます。

(3) 職務内容は、就労相談業務など愛荘町就労指導員設置要綱に定めのある内容とします。

6. 応募方法等

ハローワークを通じて募集を行います。最寄のハローワークでお申し込みください。

(1) 募集期間

平成28年2月15日（月）から平成28年3月1日（火）まで

(2) 試験当日の持参品

試験当日には下記のものをご持参ください。

①ハローワーク発行の紹介状

②履歴書

③筆記用具

7. その他

募集内容の詳細は、ハローワークの求人票をご確認ください。

8. 問い合わせ先

愛荘町役場 総務課 TEL 0749-42-7680

FAX 0749-42-6090